

判定の基準とその運用指針（法科大学院認証評価）

2026年3月11日策定

1. 判定の基準

評価の結果、「是正勧告」の状況を総合的に判断して、本基準に適合しているか否かを判定する。この際、「不適合」の判定は、法科大学院として重大な問題が認められる場合に行うこととし、【重要視点】に係る「是正勧告」がある場合は適合しているか否かについて特に慎重に判断するものとする。なお、【重要視点】に係る是正勧告のみが「不適合」の事由となるわけではなく、それ以外の「是正勧告」であっても、重大な法令違反等を含め、法科大学院として重大な問題が認められる場合は「不適合」と判定する。

※「是正勧告」＝法科大学院に関わる法令事項又は法科大学院として求められる基本的事項に関し、改善を図るべき特に重大な事項。

（「法科大学院基準」）

2. 運用指針

基本

（1）判定

法科大学院として重大な問題が認められるか否かの判断は、以下を指針とする。

- ・「是正勧告」が下記の何れかに該当し、法科大学院としてふさわしい教育の水準及び質の確保を困難にしている場合、重大な問題が認められると判断する（法令事項、【重要視点】に限らない）。
 - ① その問題によって、学生は学位に見合う教育を受けることができない。
 - ② その問題によって、当該法科大学院の教育研究活動の安定的・継続的な実施が見通せない。
 - ③ 他の重大な問題の原因となるなど、教育の質や法科大学院の運営等に与える影響が大きい。

運用にあたっての留意点

「是正勧告」に該当する事項や、さらにその中から重大な問題とすべき事項をあらかじめ全て指針化することは困難であり、事例ごとの判断が必要となる。ただし、専門職大学院設置基準上必要となる専任教員数等の不足については、重大な法令違反であり、かつ運用上の留意点があらかじめ明確にできるため、以下のとおり定める。

《指針》

- ・専門職大学院設置基準上必要となる専任教員数、教授数、実務家教員数を満たしていない場合、「是正勧告」とし、法科大学院として重大な問題が認められると判断する。

《判断対象となる時点》

- ・評価実施年度の状況とする。なお、評価結果に反映する内容は、原則として実地調査時までの事実に限られるが、専任教員数等の不足については、大学の状況により、評価実施年度2月ないし3月の本協会の指定する日までの状況を考慮できるものとする。

《教員不足における「改善」の判断》

- ・明確な人事計画のもと適切な採用プロセスを経て着任につなげた事実をもって数を満たしたものとする。
- ・ここでいう「着任」には、評価実施翌年度4月1日までのいずれかの日を起点とする専任教員（法令の範囲内であればみなし専任教員を含む）としての雇用契約が交わされたと客観的に確認される場合を含む。すなわち、雇用関係の成立を証しうる事実があれば、着任日が到来していなくても「着任の事実」があると判断する。

《例外》

- ・専任教員数等の不足について、不慮の事故その他の突発的な理由によって生じたものであって、法科大学院に問題を帰しえない場合は、「不適合」としないこともある。

以 上